

資料提供
令和6年5月20日
課名：食品生活衛生課
担当者：湯藤
内線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について

1 概要

令和6年5月17日(金)午後2時頃、安芸高田市の高齢者施設から西部保健所広島支所に「5月14日(火)に施設内の飲食店を団体利用したグループに下痢等の症状を呈した者が複数名いる。」との連絡があった。

調査の結果、当該飲食店を利用した1グループ25名中9名が下痢、腹痛等の症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食は当該施設での食事に限られていること、有症者検便よりウエルシュ菌が検出されたこと、診察した医師から食中毒患者届が提出されたことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と判断し、本日午後3時46分に当該施設に対する営業禁止処分を行った。

2 発生日時 令和6年5月14日(火)午後9時(最初の患者の発症日時)

3 有症者数等 9名(男0名、女9名)(60歳代~90歳代)

4 主症状 下痢、腹痛

5 原因施設

- (1) 名称 ふぁぶーる
(2) 営業者 富士メディカル株式会社 代表取締役 河野 慶一
(3) 業種 飲食店営業
(4) 所在地 安芸高田市八千代町勝田459

6 原因食品 調査中(令和6年5月14日(火)昼に当該施設で提供された食事)

7 病因物質 ウエルシュ菌

8 西部保健所広島支所の対応

- (1) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
(2) 営業の自粛要請(5月17日(金)午後2時40分)
(3) 検体(有症者便、調理従事者便)の採取及び検査
(4) 施設の立入調査
(5) 営業禁止処分(5月20日(月)午後3時46分)

《報道機関へのお願い》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱と適切な保存、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。